

令和7年度 第12回

# 魚沼市農業委員会総会議事録

令和8年3月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 令和7年度第12回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名  
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	議事参与の制限
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸夫	
○		9	佐藤 洋一	
○		10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
	○	12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	
○		16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		星野 崇	
○		星野 巧	
○		櫻井 紀彦	
○		菅井 智弥	

## 令和7年度

## 第12回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和8年3月25日

日程	議案番号	付議事件
		開会宣言 13時30分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  14番 穴沢 勝也 委員  15番 櫻井 信夫 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号  報告第4号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 農地法施行規則第53条第4号の規定による転用許可不要申出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他
		閉会宣言 14時50分

# 令和7年度 第12回魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年度第12回魚沼市農業委員会総会は、令和8年3月25日魚沼市役所本庁3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星野事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして出席者数の報告をいたします。委員定数19名のうち欠席の届けでのあった方、議席番号12番の阿達正委員、1名です。また、遅刻の連絡が2名の委員からきておりますが、現在の出席者総数は16名でありますので、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和7年度第12回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長からご挨拶お願いいたします。

(時刻は13時30分)

上村会長

(挨拶)

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程によって進めさせていただきます。日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（星野事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も特に報告・連絡事項はありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会も特に報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会も特に報告事項はございません。

議長（上村会長）

それでは、日程1の報告事項につきまして、それぞれ報告がありました。内容につきまして質問・ご意見等ある方は、発言をお願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議長から指名をさせていただきます。まず、議席番号14番穴沢勝也委員及び議席番号15番櫻井信夫委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は29件、96筆、91,131.36㎡の届出がありました。番号が1から始まるものについては賃貸借の契約、2から始まるものについては使用貸借の契約になります。

解約の理由としては、契約内容に誤りがあったため、第三者に利用権設定、賃貸人が耕作、第三者に売却、農業用ため池設置のため、農地転用のため、賃借人へ売却、契約内容変更のため、労力不足、離農のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の13ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、今月は22件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

報告第2号につきまして、特に質問等なしと認め、農地法第3条の3の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の15ページをご覧ください。

報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、今月は2アール未満の農業用施設敷地1件の届け出がありました。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	***** 田 596 m <sup>2</sup> の内 21.6 m <sup>2</sup>
	転用目的	農機具格納庫敷地

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法施行規則第 53 条第 4 号の規定による 転用許可不要申出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 3 報告第 4 号農地法施行規則第 53 条第 4 号の規定による転用許可不要申出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 17 ページをご覧ください。

報告第 4 号農地法施行規則第 53 条第 4 号の規定による転用許可不要申出について、今月は農業用貯水池建設 1 件の申し出がありました。

整理番号 1	申請人	*****		
		認定農業者	*****	
	申請地	*****	畑ほか 1 筆	合計 1,219 m <sup>2</sup>
	転用目的	*****	用の農業用貯水池	

本規定による制度については、前回 2 月の総会において説明をさせていただきましたが、申請者である認定農業者が地域計画内において農業用施設を建設する場合、農業委員会事務局及び農政課にて関連規定についての審査の結果、規定に該当すると判断した場合、総会における農地転用許可を不要とし、農業用施設を建築することができることから、その適用を報告するものです。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第 4 号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第 4 号農地法施行規則第 53 条第 4 号の規定による転用許可不要申出については、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の報告をお願いいたします。

なお、整理番号 1 番につきましては、議事参与の関係で小岩委員からの退席ということで、事務局は進めてください。

（小岩孝徳委員退席）

事務局（星野係長）

議案書の 19 ページをご覧ください。

日程第 4 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買 3 件、所有権移転贈与 2 件、賃貸借権設定 36 件、使用貸借権設定 9 件です。

整理番号 1 申請地 \*\*\*\* 田ほか 5 筆 合計 3,455 m<sup>2</sup>  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢になり経営規模を縮小するため、経営規模拡大を希望していた譲受人と売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

議 長（上村会長）

それでは、議案第 1 号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大塚寛委員

整理番号 1 番ですが、雪がまだ多くありますので、現地確認というわけにはいきませんでしたけれども、お電話で対応させていただきました。譲渡人によりますと、歳を取ってしまってまだ跡継ぎもいないため、昨年まで譲受人から作っていたのでそのままだと話をしたところ、今回のように話がまとまったということです。詳細は先ほど事務局のほうから説明したとおりでございますので、何の問題もないと思います。

議 長（上村会長）

それでは、整理番号 1 番について、採決をしていただきたいと思います。まずもって事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。

議案第 1 号整理番号 1 番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

続いて、整理番号 2 番以降、事務局の説明をお願いいたします。

（小岩孝徳委員着席）

事務局（星野係長）

整理番号 2 申請地 \*\*\*\* 田ほか 6 筆 合計 5,762 m<sup>2</sup>  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\* 円  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢になり

農地を維持できないため、申請地を耕作していた経営規模拡大を希望していた譲受人と売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田 867 m<sup>2</sup>  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が県外に転出したため申請地を耕作できなくなったため、近隣で耕作をしていた譲受人と経営規模拡大の意向で売買の話がまとまり、申請があったものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 109 m<sup>2</sup>  
権利種別 所有権移転 贈与  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は譲受人の所有農地と1枚の田んぼであり、譲受人に贈与し効率よく耕作するためです。譲受人は農業経験年数も十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* 田ほか2筆 合計 2,233 m<sup>2</sup>  
権利種別 所有権移転 贈与  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人が県外に居住し、高齢のため財産処分の意向で、譲受人に申請地を贈与することで合意に至ったものであります。譲受人は大型機械を所有し、農業経験も十分あるので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6番から17番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* 田ほか2筆 合計 1,609 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \*\*\*\*円 (\*\* \*\* \*\* \*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号7 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 2,950 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \*\*\*\*円 (\*\* \*\* \*\* \*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 8 申請地 \*\*\*\* 田 2,088 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 10 年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 9 申請地 \*\*\*\* 田 384 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 10 年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 10 申請地 \*\*\*\* 田 1,371 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 10 年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 11 申請地 \*\*\*\* 田ほか 1 筆 合計 1,571 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 10 年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 12 番につきましては、申請後に貸付人が死亡されましたので、申請を取り下げております。

整理番号 13 申請地 \*\*\*\* 田 3,033 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 10 年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 14 申請地 \*\*\*\* 田ほか 4 筆 4,356 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 10 年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 15 申請地 \*\*\*\* 田ほか 2 筆 合計 6,598 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 10 年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 16 申請地 \*\*\*\* 田ほか2筆 合計 3,416 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 17 申請地 \*\*\*\* 田 457 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。借受人はこの春より新規就農するため、耕作者が耕作できなくなった農地や知人の農地を契約し、経営規模の拡大を図るためです。借受人は農業経営へ意欲があるので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 18 申請地 \*\*\*\* 田ほか3筆 合計 1,603 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日 5年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢で耕作できず、申請地を耕作していた前耕作者より賃貸借契約期間が終わるため、経営規模拡大を希望していた借受人に耕作の話があり、申請をするものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 19 申請地 \*\*\*\* 田1筆 343 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日 5年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が耕作できないため借受人により耕作されていましたが、申請地の賃貸借契約が満了したため、経営規模の拡大のため5年間の賃貸借の再設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 20 番、21 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 20 申請地 \*\*\*\* 田ほか4筆 合計 4,781 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 21 申請地 \*\*\*\* 田ほか6筆 合計 4,699 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約の満了により10年間の賃貸借の再設定をし、経営規模の拡大を図るためです。借受人は大型機械も所有し、農業経験も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 22 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 4,116 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年3月25日から令和18年3月24日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が耕作をすることができなくなったため、経営規模拡大を希望していた親戚の借受人と話がまとまり、申請するものです。借受人は農業経験もありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 23 申請地 \*\*\*\* 田 2,625 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日 3年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は賃貸借契約が満了するため、経営規模の拡大のため3年間の賃貸借の設定するためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 24 番から 36 番については、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 24 申請地 \*\*\*\* 田ほか7筆 合計 6,388 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日 5年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 25 申請地 \*\*\*\* 田ほか8筆 合計 6,864 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日 5年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 26 申請地 \*\*\*\* 田 2,084 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)

	契約期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	5年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 27	申請地	*****	田ほか8筆 合計7,816㎡
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	5年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 28	申請地	*****	畑ほか9筆 合計6,274㎡
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	5年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 29	申請地	*****	田ほか2筆 合計1,947㎡
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	5年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 30	申請地	*****	田ほか4筆 合計3,032㎡
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	5年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 31	申請地	*****	田ほか4筆 合計3,732㎡
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	5年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 32	申請地	*****	田ほか3筆 合計4,492㎡
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	5年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	
整理番号 33	申請地	*****	田ほか6筆 合計3,712㎡
	権利種別	賃貸借権設定	賃借料*****円 (*****円/10a)
	契約期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日	5年間
	借受人	*****	
	貸付人	*****	

整理番号 34 申請地 \* \* \* \* \* 田ほか4筆 合計 6,560 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \* \* \* \* \* 円 ( \* \* \* \* \* 円 / 10 a )  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 5 年間  
借受人 \* \* \* \* \*  
貸付人 \* \* \* \* \*

整理番号 35 申請地 \* \* \* \* \* 畑ほか6筆 合計 7,141 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \* \* \* \* \* 円 ( \* \* \* \* \* 円 / 10 a )  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 5 年間  
借受人 \* \* \* \* \*  
貸付人 \* \* \* \* \*

整理番号 36 申請地 \* \* \* \* \* 田ほか5筆 合計 7,354 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \* \* \* \* \* 円 ( \* \* \* \* \* 円 / 10 a )  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 5 年間  
借受人 \* \* \* \* \*  
貸付人 \* \* \* \* \*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は賃貸借契約が満了するため、経営規模の拡大のため5年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は大型機械も所有し、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 37 申請地 \* \* \* \* \* 田ほか2筆 合計 1,948 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \* \* \* \* \* 円 ( \* \* \* \* \* 円 / 10 a )  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 3 年間  
借受人 \* \* \* \* \*  
貸付人 \* \* \* \* \*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が市外に居住しており耕作できないため、以前耕作をお願いしていた借受人と賃貸借の設定をするものです。貸付人と借受人は親戚関係であり、借受人は経営規模拡大を希望しており、話がまとまったものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 38 申請地 \* \* \* \* \* 田ほか3筆 合計 1,359 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \* \* \* \* \* 円 ( \* \* \* \* \* 円 / 10 a )  
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 5 年間  
借受人 \* \* \* \* \*  
貸付人 \* \* \* \* \*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が県外に居住しており耕作できないため、親戚の借受人と経営規模の拡大のため5年間の賃貸借の設定をためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 39 申請地 \* \* \* \* \* 田ほか1筆 合計 1,486 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \* \* \* \* \* 円 ( \* \* \* \* \* 円 / 10 a )  
契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日 5 年間

借受人 \*\*\*\*

貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が耕作できないため、隣接する農地で耕作している借受人と経営規模の拡大のため5年間の賃貸借の再設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 40 番、41 番については、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 40 申請地 \*\*\*\* 田 189 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年5月1日から令和13年4月30日 5年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 41 申請地 \*\*\*\* 田 412 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年5月1日から令和13年4月30日 5年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。貸付人が県外に居住しており耕作できず、申請地の賃貸借契約が満了するため5年間の賃貸借の再設定をし、耕作の効率化を図るためです。借受人は大型機械も所有し、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 42 番、43 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 42 申請地 \*\*\*\* 田 452 m<sup>2</sup>  
権利種別 使用貸借権設定  
契約期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号 43 申請地 \*\*\*\* 田 1,040 m<sup>2</sup>  
権利種別 使用貸借権設定  
契約期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人と借受人は知人であり、貸付人が高齢で耕作できないため、新規就農し経営規模拡大したい借受人と話がまとまったものです。借受人は農業経営へ意欲があるので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 44 番は、親子間の経営移譲に伴う使用貸借権の設定ですので、説明を省略させていただきます。

整理番号 45 申請地       \*\*\*\*\* 田ほか 6 筆 合計 3,621 m<sup>2</sup>  
権利種別   使用貸借権設定  
契約期間   令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 10 年間  
借受人       \*\*\*\*\*  
貸付人       \*\*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢になり耕作をすることができなくなったため、経営規模を希望していた借受人と話がまとまり、申請するものです。借受人は農業経験もありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 46 番から 50 番は、農業者年金受給及び経営移譲に伴う使用貸借権の設定ですので、説明を省略させていただきます。

以上、整理番号 1 番から 50 番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。第 1 号議案については以上です。

議 長（上村会長）

それでは、整理番号 2 番以降の採決を取らせていただきますが、その前に事務局の報告に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

整理番号 2 番につきましては、事務局の報告のとおりです。

星野幸夫委員

整理番号 3 番ですが、3 月 21 日に双方の自宅を訪問して話を聞かせてもらいました。現地確認は雪のためにできなかったのですが、話を聞かせてもらい申請内容に間違いがないことを確認しました。詳細は事務局の説明どおりです。

穴沢勝也委員

整理番号 4 番・5 番・18 番・24 番から 36 番ですが、3 月 22 日・23 日と雪のため現地確認はできませんでしたが、電話により詳細を確認したところ、ほとんど継続という形をとっているため、貸借権の再設定ということで確認し、今までどおり耕作されるということで確認がとれました。ほか事務局の説明のとおりです。

大塚寛委員

整理番号 6 番から 17 番ですが、借受人が同じですので省略して説明させていただきます。整理番号 6 番・9 番・11 番・13 番・16 番までにつきましては、昨年まで耕作していた方が歳を取り耕作が困難となったため、以前から申し出のあった借受人と話がまとまったそうです。7 番・8 番・10 番・14 番・15 番・17 番につきましては、それまで他の借受人と契約をしていたらしいのですが、規模拡大を目指す借受人からの再三の申し出があったので、今年から借受人と契約をすることになったということでした。また、借受人の現在の設備状況ですが、まだ全部揃っていないということなのですが、農繁期までには何とか間に合わせたいということでございました。以上です。

#### 瀧澤悟委員

整理番号 19 番ですが、3 月 21 日に馬場推進委員と借受人とお会いして、現地を確認させていただきました。現地はまだ雪の中ですが、昨年現地近くを視察することがありまして、間違いなく作付けをしてあるところは確認していますし、現在借受人が自分で所有している農地が近くにあるので、契約更新の申出だということでお話を聞きました。あとは事務局の説明のとおりです。

#### 佐藤洋一委員

整理番号 20 番・21 番ですが、3 月 23 日に電話で借受人とお話をさせていただきました。この 20・21 番とも以前より賃貸借権設定で耕作されていたことなのですが、今回は期限が切れたので更新というようなことです。借受人は付近の田んぼも他にも幅広く耕作しておりますので、問題ないと思われれます。あとは、事務局の説明のとおりです。

#### 高橋祐次委員

整理番号 22 番ですが、現地確認は雪のためできませんでしたが、電話にて借受人と話をしまして、今まで貸付人が自分でやっていたのですが、今後はできなくなったということで話が借受人にきまして、こちらを受けるといことです。農業経験もありますし、地域で広く経営しておりますので、問題ないと思います。

#### 星野幸夫委員

整理番号 23 番ですが、3 月 21 日に借受人宅を訪問して話を聞かせていただきました。現地は雪のために見ることができなかつたんですけども、今後の耕作計画等について説明を受けました。契約更新のための申請ということから、何の問題もないと考えます。

#### 佐藤陽二委員

整理番号 37 番ですが、3 月 20 日に借受人と電話で話をさせていただきました。以前から耕作している農地で、お父さんがお亡くなりになって貸付人が相続したということで、その名義変更のような形です。私も昨年現地を見ていますけれども、ちゃんと耕作されていますので、何の問題もないと思います。

#### 貝瀬正美員

整理番号 38 番ですが、3 月 20 日に電話で対応しました。現在も耕作しており、何も問題もないと思います。あとは事務局の説明のどおりのことを確認しました。以上です。

#### 菑澤芳子委員

整理番号 39 番ですが、3 月 21 日に借受人から現地に来てもらい、雪のため現地は確認できませんでしたが、高橋推進委員、私とでお話を聞きました。貸付人には 3 月 22 日に電話でお話をお聞きし、確認いたしました。貸付人は実家の農地を相続しましたが、耕作できる状況ではありませんでした。借受人は地域にも知り合いがあり耕作しています。借受人は貸付人と知り合いであり、責任を持ってやってくれると思います。内容については事務局の説明のとおりです。

櫻井信夫委員

整理番号 40 番ですが、雪のため現地確認ができませんでしたが、3月18日に電話で県外に住む貸付人と連絡を取り聞いたところ、5年前に借受人との間で賃貸借権が設定され耕作されていたもので、詳細につきましては、先ほど事務局の説明のとおり間違いありません。

井口恒一郎委員

整理番号 41 番ですが、3月17日に当事者双方に電話にて確認をさせて頂いております。翌日の3月18日に現地確認をさせていただきました。残雪のため全体の圃場を見ることはできませんでしたが、一部雪解けがなされている圃場を見ますと、秋うちもなされており、これからも耕作がなされるものと思っております。また借受人にも確認いたしました。間違いなく今年度も作付けをするということでございます。詳細につきましては事務局のとおりです。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

吉田久委員

整理番号6番の方についてですが、事務局の説明では、今年から新規就農というようなことでありまして、担当の方でも機械をこれから揃えるということでしたが、かなりの面積があります。経験は十分あるのでしょうか。

事務局（星野係長）

経験につきましては、新規就農なのでありませんけれども、機械等につきましては、今後作業所等を含めまして購入、中古等で計画の予定です。一応就農の計画等で計画内容等も農政課なりと、経営等を確認して進めておりますので問題ないと思います。経営の構成につきましては、家族経営のような形で6人くらいでやる予定なので、特に人数的な問題もないと思われま。

吉田久委員

ありがとうございます。

それと、整理番号42番・43番の権利種別なのですが、これは使用貸借権の設定ということで、賃借料はゼロ円ということですか。同じ方なんですけれど。

議長（上村会長）

はい、お願いします。

事務局（星野係長）

はい、そういうことです。

吉田久委員

はい、了解しました。

議長（上村会長）

そのほかにどうでしょうか。

今、質問のありました新規就農という部分の中では、所有面積がゼロというようなことをございます。今後こういった経過の中で新規就農で出てくる可能性も非常に多くあるわけですが、市・当局といたしましても色々な支援策というようなことも対策をとってあります。いずれにせよ新規就農というようなことで、それぞれ周りからの不安もあろうかと思いますが、今後のこの農業経営をする中での農業委員・推進委員なりの地区でのコミュニケーションをはかることをひとつお願いしながら進めていただきたいなと思っております。

そのほか皆様方、質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になければ採決に入らせていただきます。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番・3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号4番・5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定に係る整理番号6番から41番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に係る整理番号42番から50番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から50番まで、異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の43ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計 301 m <sup>2</sup>
	申請人	*****		
	転用目的	一般住宅敷地		
	申請概要	昭和51年に増改築をした一般住宅敷地の一部		

農地区分 第2種農地

判断理由 中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は、既に亡くなっております前所有者である申請人の父が、昭和51年に自宅を増改築した際に、事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、申請地を含めて住宅敷地の一部として一体的に利用していました。相続登記の際に、申請地が農地のままであり、無断転用の状態であると判明したため、この度始末書が提出され、追認の案件として申請があったものです。

なお、今後はこれまでどおり隣接する住宅敷地と一体的に利用することです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、代理人行政書士から電話がありまして、3月20日に現地を確認しました。雪の消えているところは宅地になっておりますし、経緯については事務局の説明のとおりであります。

議長（上村会長）

それでは、議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りをいたします。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

特に異議なしということで許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の45ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

なお、整理番号2番・3番は土地の所有者が異なるため2件に分かれています。同一の譲受人からの転用申請のため、申請理由等については一括して説明させていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田	335 m <sup>2</sup>
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	転用目的	一般住宅及びカーポート建築敷地		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟及びカーポート		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域、第1種中高層住居専用 地域が定められているため		
	権利種別	所有権移転	売買	

譲受人は現在、市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子供を養育するにあたり、現在の住宅が手狭になったことから、新築住宅建築のための土地を探していたところ、生活の利便性の良い申請地について、譲渡人との話がまとまり、転用申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	田	146 m <sup>2</sup>
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	転用目的	駐車場敷地		
	申請概要	事業用駐車場		
	農地区分	第2種農地		
	判断理由	中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地である ため		
	権利種別	所有権移転	売買	

整理番号3	申請地	*****	田ほか1筆	合計 160 m <sup>2</sup>
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	転用目的	駐車場敷地		
	申請概要	事業用駐車場		
	農地区分	第2種農地		
	判断理由	中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地である		

ため

権利種別 所有権移転 売買

譲受人は\*\*\*\*地域に本拠を置き、一般土木工事、建設機械リース及び一般廃棄物の収集、運搬等の事業を行っておりますが、申請地近接地に事業拠点があることから、現場へのアクセスが良く、運搬効率や利便性が高く、また周辺には住宅地等もなく、車輛の出入りにつき、騒音・振動等による影響が少ないため、以前より申請地を大型ダンプによる砕石・砂等の建設資材の運搬のための駐車場として利用しておりました。今までは賃貸借契約をして利用していましたが、この度売買をするため、登記地目を確認したところ、地目が田のままであることが判明しました。譲渡人2者及び譲受人ともに、事前に行うべき農地転用許可申請を失念したまま、既に譲受人により駐車場として造成がされ利用されていたことから、併せて始末書が提出され、追認の案件として申請があったものです。

なお、申請地3筆とも、約40年前の\*\*地区の河川改修により農地が分断されたことにより、面積が狭くなった等の理由により耕作が困難になったとのことです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

整理番号1番については、事務局の報告のとおりです。

桑原正文委員

整理番号2番・3番ですが、連絡が取れなかったのですが、現地は3月21日に行って確認をいたしました。事務局の説明のとおり、もう既に駐車場敷地になっております。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決を行います。採決は番号順に行います。

整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、関連があります整理番号2番・3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から3番まで異議なしと認め、許可いたします。

## 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の47ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和8年3月10日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会で意見を聞くことになっておりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権（設定）	件数	81件
	筆数	261筆
	面積	265,771.76㎡

所有権（移転）	件数	7件
	筆数	28筆
	面積	26,898.00㎡

なお、促進計画については、市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和8年5月29日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見等ありましたら挙手をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので採決に入ります。

議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、計画のとおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認いたします。

## その他

事務局（星野事務局長）

- ・令和8年度総会日程について
- ・令和8年度農業農地相談会の開催について
- ・新年度の事務局体制について

事務局（菅井主事）

- ・活動記録簿3月分の締め切りについて
- ・2026年度活動記録簿、チェック表について

事務局（櫻井主任）

- ・魚沼市賃借料情報について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきまして、慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は14時50分）

上記会議の内容は、令和7年度第12回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和8年4月28日

魚沼市農業委員会

議長 上村 喜久雄

---

議席番号 14番 穴沢 勝也

---

議席番号 15番 櫻井 信夫

---